

## **[事案 2023-360] 慰謝料等請求**

・令和6年8月7日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人に預けた写真を紛失されたことを理由に、慰謝料等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年末に、保険会社のサービスであるカレンダー作成のため、大切な家族写真を募集人に預けたところ、写真を紛失されてしまい精神的苦痛を被ったため、慰謝料を支払ってほしい。また、紛失された写真を撮るためにかかった家族旅行の旅行代金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 写真を預かって紛失したことは事実であり、改めて深くお詫びするとともに、慰謝料の支払いを提案する。
- (2) 旅行代金については、写真紛失に伴って発生したものではないため、写真紛失との因果関係のある損害には当たらない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、旅行代金の支払いを認めることはできないが、写真を紛失された申立人の精神的苦痛に対する慰謝料は認めるのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。